

市 民 相 談 日 程 表 (10 月 分)

鎌倉市役所 Tel 23-3000 (代表) 平日8:30~17:00

相談名称	相談内容	相談日時		相談場所	相談担当者	申込方法	担当窓口
行政相談	国の行政等についての相談	7	火	13：00～16：00	市役所	行政相談委員	随時
法律相談	法律的な問題（相続、借家、借地等）についての相談 問題解決のきっかけとしていただくことから、同一案件での相談は1回限りとなります。	3 10 17 24	金	09：00～16：00	市役所 ※	弁護士	予約制 ・相談日の1週間前から受付 ・受付日が祝・休日に当たる場合は、その前開庁日から受付 ※は、面談・電話の選択可
		31	金				
		14 28	火				
		7 21	火	17：30～20：00	市役所 ※		
		1	水	10：00～16：00	深沢支所		
		8	水	10：00～16：00	大船支所		
		15	水	10：00～16：00	腰越支所		
		22	水	10：00～16：00	玉縄支所		
	女性を対象とした法律的な問題についての相談	16	木	9：30～16：30	市役所 ※		
税務相談	土地の売買、相続、贈与等の税金についての相談	8 15	水	09：00～16：00	市役所 ※	税理士	
司法書士相談	土地の売買、相続等に伴う登記、成年後見制度等の手続きについての相談	21	火	13：00～16：00	市役所 ※	司法書士	
行政書士相談	遺言書、遺産分割協議書等の書類作成の支援、契約書類の作成等についての相談	22	水	13：00～16：00	市役所 ※	行政書士	
不動産相談	不動産についての相談	9	木	14：00～16：00	市役所 ※	専門の相談員	
マンション管理相談	マンション管理（マンションの修繕や管理規約の改正、理事会運営等）についての相談	2	木	13：00～16：00	市役所 ※	マンション管理士	
建築の紛争予防等に関する相談	建築及び開発行為に係る紛争の予防及び調整についての相談	6 27	月	09：00～16：00	市役所 ※	建築等紛争相談員	予約制
おくやみコーナー	ご家族などを亡くされた後の手続きの相談	月 ～	金	09：00～15：40	市役所	職員	予約制
消費生活相談	消費生活（商品やサービスの契約トラブル等）についての相談	月 ～	金	09：30～16：00	消費生活センター（市役所）	消費生活相談員	随時
女性相談	女性の生き方や家庭、地域、職場等で女性が持つ悩みについての相談	月 ～	金	10：00～13：00 14：00～16：30	市役所	女性相談員	面談は予約制
人権相談	人権に関する悩みごとについての相談	7 21	火	13：00～16：00	市役所	人権擁護委員	予約制

くらしと福祉の
相談窓口
61-3864

おくやみコーナー
61-3833

消費生活センター
24-0077

地域共生課
23-9311
（相談専用）

地域共生課
61-3870

◆◆◆◆◆日程や内容は変更になる場合があります。お問い合わせは各相談の担当窓口までお願いします。◆◆◆◆◆